

# 東京23区清掃事業の国際協力について

海外諸都市では、ごみの不法投棄や不衛生な埋立処分など廃棄物処理に関する様々な課題を抱えており、東京23区は、ごみの分別、収集・運搬や処理施設の建設についての助言など幅広い分野での協力が求められています。

23区及び清掃一組は、このような海外諸都市に対し、廃棄物の適正処理に向けた人材育成への支援や技術的助言を行うなど、国際協力の推進に取り組んでいます。

今回は、新たに策定した事業計画「東京二十三区清掃事業国際協力アクションプログラム」（以下「AP」という。）に沿って国際協力事業をご紹介します。



適正処理されずに海に流れ出しそうなごみを柵で止めている様子

## 1. AP策定の背景

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals(SDGs)）」の推進や「バーゼル条約附属書」の改正、G20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」

「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有など、世界全体で廃棄物関連施策について大きな動きがありました。日本においても、「環境インフラ海外展開基本戦略」の策定や、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定等、二酸化炭素排出量削減を目指した取組の推進など、国際協力事業に係る取組の見直しが必要不可欠となってきました。

また、令和2年に起きた新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式を一変させ、国内外において社会的・経済的に大きなダメージをもたらしました。国際協力事業においても、海外との往来が全くなくなってしまいました。ネット等を駆使した多様な取組が始まっています。

さらに、平成24年度に策定した「東京23区清掃事業の国際協力に関する基本方針」に基づき、ごみ焼却施設の導入や海外人材の育成等への支援を行ってきた中で、今後の国際協力事業の方向性を新たに定めるとともに、具体的な取組を推進するためのアクションプログラムを策定することとしました。

## 2. A D U C O (International Cooperation : 国際協力)

国際協力を行うことは、海外諸都市の課題解決、海外人材の育成

はもとより、ひいては地球環境の保全につながっていきます。ひとつの地域のローカルな環境問題も地球規模のグローバルな環境問題に連鎖しています。

地球環境の保全という世界共通の課題解決を目指していくために、APでは、「グローバルな貢献と地域のアクションを結ぶ」を基本理念として、①23区と連携し、収集・運搬から中間処理までの廃棄物処理における国際協力を展開していく。②国の海外展開戦略や東京都、23区の友好事業への参加により地球環境の保全に貢献していく。③事業の実施に当たっては、評価・検証を行いながら進めていく。この3つを事業への基本的な考え方として取り組んでいきます。

この基本理念と考え方に基づき、23区と清掃一組が協力し、東京23区における清掃事業の経験やごみ処理技術のノウハウ等を広く発信し、海外諸都市の課題解決に協力することで、地球環境の保全につなげていきます。



東京二十三区清掃事業国際協力アクションプログラム (表紙)

では、次より具体的な国際協力の取組をご紹介します。

## 3. 国際協力の3本柱

国際協力事業は、次の3つの事業に分かれています。

### 1 海外諸都市への技術的助言

23区とともに、環境省等が進める海外諸都市への支援事業に継続的に参加し、現地行政担当者等に對して、ごみの分別・収集や清掃工場の建設・運営に関する知見を伝え、環境対策等を助言していきます。



オンラインでの清掃事業の講義の様子 (港区)

### 2 海外人材の育成支援

廃棄物問題の根本的な解決のためには、海外人材の育成が不可欠です。23区とともに、国や関係機関からの研修生の受入れの要請等に対し、収集



収集現場の視察受入れの様子(杉並区)

現場や清掃工場の視察、座学による講義等も交え、効果的な学習の機会を提供していきます。

### 3 パートナーシップの推進

APを推進するにあたっては、関係機関や区民との連携体制を強化することが不可欠です。

連携体制をより幅広くかつ強固なものにするため、区民理解や関係機関とのパートナーシップの構築、人材育成の支援など、さらに質の高い持続可能な国際協力事業を推進していきます。前述の「海外諸都市への技術的助言」、「海外人材の育成支援」は海外の方々を対象にした事業ですが、こちらの事業は、23区をはじめとした国内関係団体との事業になります。

具体的には、23区の実施する環境や清掃についての啓発事業と連携し、国際協力事業への取組やごみ減量、海洋ごみなどをテーマにした情報発信を行い、区民への更なる意識醸成を図っていきます。

令和3年度は、6区（練馬区、墨田区、新宿区、文京区、中野区、港区）の啓発イベントに参加しました。

SDGsや23区と清掃一組による国際協力事業の取組、3Rの行動促進につながる参加型のパネル等の展示を行いました。説明スタッフがいらないパネル展示にもかかわらず多くの区民の方にご参加いただけました。



3Rの推進に向けたSDGsとごみについてのアンケートパネル



区の啓発イベントへの出展の様子（中野区）



海洋ごみについてのパネル

### 4. 終わりに

東京23区は、これまで数々のごみ問題を区民とともに乗り越え、現在の衛生的かつ安全で安定的なごみ処理体制を構築しました。分別・収集やごみ減量対策、衛生的な中間処理などかつての東京23区と同じ課題を抱える海外諸都市は、東京23区の持つ経験やノウハウを必要としています。

今後、清掃一組は、さらに23区や関係機関との連携・協力を図りながら、海外諸都市の課題解決に貢献していきます。また、行政側の取組にとどまらず、区民一人ひとりの行動を地球環境問題の改善につなげていけるよう、区民に対し積極的に情報発信を行っていきます。

（東京二十三区清掃一部事務組合 清掃事業国際協力室）

## 東京二十三区清掃協議会 令和4年度予算のあらまし

令和4年度の歳入歳出予算額は1102万4千円で、前年度予算との比較では、1万2千円の減となりました。

### ● 歳入 ●

歳入は、区からの負担金920万円（1区あたり40万円）、繰越金182万2千円等を計上しています。

### ● 歳出 ●

歳出は、次のとおりです。  
① 総務管理費（430万円）  
・ 清掃協議会会議等の開催と清掃協議会事務局の運営に関する経費です。  
② 管理執行費（596万9千円）  
・ 廃棄物運搬請負契約の締結と一般廃棄物処理業等の許可に関する経費です。  
③ 連絡調整費（25万5千円）  
・ 雇上車両に係る架装の調整などの連絡調整事務等に関する経費です。  
④ 予備費（50万円）  
・ 予算外の支出等、不慮の経費が発生した場合に備える経費です。

（東京二十三区清掃協議会）

## 令和4年度 東京二十三区清掃協議会 一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

